不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>見舞金等の支給制限</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>総合福祉部福祉政策課福祉政策係</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市災害見舞金等支給条例第６条
（支給制限）
第６条　見舞金等は、支給の原因となつた災害について災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）に基づく救助が適用される場合は、これを支給せず、又は減額して支給することができる。
２　第３条第１項各号の支給事由が同一世帯に重複して発生したときは、市長は見舞金等の額を調整し、減額して支給することができる。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>未設定
（条文の規定で言い尽くされているため。）</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>